

改訂後の会則全文

丸山町会会則

第1章 総則

(目的)

第1条

本会は、快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図る事。
- (2) 区域内の清掃・緑化推進などの環境整備を図ること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること。
- (4) 福利・厚生に関する事。
- (5) 生活改善、文化、体育などに関する事。
- (6) 防災・防犯に関する事。
- (7) 市政への協力及び他団体との連絡調整に関する事。
- (8) その他目的達成に必要な事。

(名称)

第2条 本会は、丸山町会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、船橋市丸山1丁目から5丁目までの区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、船橋市丸山3丁目4番5号に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2. 同区域において事業を営む者並びにこれに準ずる者は、賛助会員になることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2. 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
- (2) 本人から別に定める退会届が会長に提出された場合。
- (3) 会費を納入しない場合。

2. 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 5人
- (3) その他の役員 人数は運営細則の規定による。
- (4) 会計 2人
- (5) 監事 2人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2. 監事は会長、副会長、会計及びその他の役員を、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、選出された丁目を代表すると共に、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名し、役員会が承認した順序によって、その職務を代行する。

3. 会計は、会長の指示に従い、一切の金銭の出納事務を行う。

4. 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長、会計及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

5. 役員は、会則・運営細則等の規定を守り、総会の決議にもとづいて町会の運営及び各事業の推進に当たる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員が次の事項に該当するに至った時は、運営細則に定められた手続により解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、本会の最高議決機関とし、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 定期総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の15日前までに文章をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会においては、あらかじめ議事として会員に通知した事項以外は決議できない。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2. 次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) 会則の変更

(2) 解散の議決

(3) 残余財産の処分

(4) 第32条の規定による資産の処分

(総会の書面表決等)

第22条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的手法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2. 会長は、役員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。
3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、別に定める財産目録に記載された資産をもって構成する。

(資産の取得)

第30条 会費は総会において定める金額を徴収する。

2. 会費以外の資産の取得は、総会の議決による。

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第29条の財産の目録に記載されている資産のうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において総会員の4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 予算決定時に想定しない事態が発生した場合は、運営細則に定められた手続により予算を支出する事ができる。

3. 第1項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第37条 この会則は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得、かつ、船橋市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2. 総会も議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(個人情報)

第40条 個人情報の取り扱いは、個人情報保護法の適用団体として、別に定める個人情報取扱い規程に則る。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第41条 本会の事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

2. 備付け帳簿及び書類の閲覧は、閲覧規定に則る。

(委任)

第42条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成16年2月12日(認可の日)から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、認可のあった日から平成16年3月31日までとする。

4 この会則は、第9条第3号の一部を改正して、平成20年5月11日(認可の日)から施行する。

5 この会則は、令和5年9月29日(認可の日)から施行する。